I 奨 学 事 業 2

令和8年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 山口支部

大学給付奨学生(予約型)募集要項

大学給付奨学生(予約型)は、公益財団法人日本教育公務員弘済会(以下「当会という。」)が、青少年の健全な育成に資するため、有為の大学生に対して奨学金の給付を行う事業です。

令和7年度は、下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 山口支部

2. 給付要件

(1) 奨学金給付の趣旨

修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者に対して、返還義務のない奨学金を 給付し、大学への進学及び修学の継続を支援します。

(2) 本事業が求める学生像

将来、社会の発展に貢献したいという高い志のもと、自らの夢や目標を明確にもち、その実現に向け学び続ける人

(3) 応募(推薦)資格要件

奨学金を給付する募集対象者は、次の全ての要件を満たす者とします。

- ① 山口県内の高等学校等の最終学年(高等専門学校にあっては第3学年)に在学し、全国の国公私立大学(通信教育の学部・課程、短期大学、大学校は対象外)に進学を目指す生徒とします。高等学校等とは、高等学校全日制課程・同定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び当会が特に認める学校とします。なお、広域通信制高等学校は募集対象外とします。
- ② 家庭の事情により、学費支弁困難(同一生計の合計所得金額400万円未満)と認められ、かつ修学 意欲に富み、かつ学業を継続できると在学する高等学校等の校長の推薦を受けた生徒(1校1名まで) とします。※推薦人数は、全日制・定時制等の複数課程や本校・分校等の複数校地などを含めて学校 全体で1名までとします。
- ③ 在学期間における全体の学習成績の状況 (評定平均値) が 4.0 以上の生徒、又は特別支援学校高等 部にあっては校長が同程度の学力があると認める生徒とします。※評定平均値の小数点第2位は四 捨五入します。
- **3. 募集人数** 4名
- 4. 給付金額 奨学生一人に対し月額3万円を給付します。
- **5. 給付期間** 在学する大学の正規の最短修業期間とし、上限を4年間とします。 (4年制、6年制を問わず、入学1年目から4年目までを上限)
- **6. 交付時期** 奨学金は入学後の5月・7月・10月・1月に3か月分ずつ奨学生名義の口座に振込みます。 (5月は4月~6月分を振込む)
- 7. 募集期間 令和7年4月1日(火)~令和7年7月29日(火)まで(締切厳守・必着)

8. スケジュール

令和7年8月7日(木)頃 ····第一次選考 (書類選考) を行います。

令和7年8月18日(月)頃···第一次選考結果の通知 → 第一次選考結果を校長に通知します。

校長あてに「第一次選考結果のお知らせ・通過」、生徒あてに「第一次選考 結果通知書・通過」を郵送しますので、校長が本人に手交します。

令和7年8月25(月)頃···第二次選考 (Web または対面による面接) を行います。

令和7年8月26日(火)頃・・・第二次選考結果の本部報告 → 山口支部が採用内定候補者(次点候補者 含む)の推薦名簿を日教弘本部に提出します。

令和7年9月中旬頃······本部選考 → 山口支部の推薦名簿をもとに日教弘本部理事長が採用内定者・ 次点候補者を決定します。

令和7年9月下旬頃······採用内定通知 → 本部からの選考結果通知書を受けて山口支部長から校長 に通知しますので、高等学校等において校長が本人に「採用内定通知書」を 手交します。

9. 提出書類

(1) 応募時

- ① 大学給付奨学生(予約型)申請書: 様式1
- ② 申請者情報及び身元保証人確認書:様式2
- ③ 個人情報の取扱いに関する同意書:様式3
- ④ 就学者を除く世帯全員の所得証明書
 - ・・・・令和7年6月頃発行の「令和7年度(令和6年分)所得証明書」(コピー可)
- (5) 大学給付奨学生(予約型)推薦書: 様式 4
- ⑥ 成績証明書(高等学校等の第2学年末までの成績とします)
- (7) 送付状(申請者用)
- ⑧ 送付状(高等学校等用)

様式 1~4、「大学給付奨学生(予約型)の手引き」、「送付状」、「提出書類の記入要領」、「Q&A」、募集 要項は山口支部のホームページからダウンロードできます。「日教弘山口支部」で検索してください。

(2)採用内定後

【大学合格・進学決定後】

大学入学予定届(合格後、速やかに提出)

【大学入学後】(遅くとも4月15日までの提出書類)

- ① 進学した大学の在学証明書
- ② 「大学給付奨学生」誓約書
- ③ 大学給付奨学生金融機関口座振込依頼書
- ④ 異動報告書(申請時の自宅住所等から下宿先へ引越した場合等)

(3) 在学期間中

- ① 在学証明書(1年目から4年目まで毎年度4月15日まで)
- ② 進捗状況報告書(2年目から4年目まで毎年度4月15日まで)
- ③ 異動報告書(異動時)
- ④ 成果報告書(給付終了時)

※(1)~(3)の提出書類は返却しません。

〈個人情報の取扱いについて〉

申請書等に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

10. 書類提出先

郵便番号 745-0041 周南市戎町 2-3 公益財団法人日本教育公務員弘済会山口支部 TEL. 0834-21-8083

11. 選考の基準及び選考の手順

- (1) 選考の基準
 - ① 給付の必要性1 在学校長の推薦書等に奨学生にふさわしい人物であると評価されていること
 - ② 給付の必要性2 家庭の事情により学費支弁困難と認められること
 - ③ 奨学生候補者の修学意欲 向上心に富み、かつ修学意欲が感じられること
- (2) 選考の手順

〈第一次選考〉 山口支部選考委員会による書類選考

- ① 申請書等による資格要件の確認
- ② 学費支弁の困難度の確認
- ③ 成績の確認
- ④ 修学意欲の確認

①~④の総合判定により募集人数に若干名を加えた人数を第二次選考対象者として選考します。

- **〈第二次選考〉** 第二次選考対象者を対象に、山口支部選考委員会による面接選考(オンライン面接の 場合もあり)
- ① 本人及び申請書記載事項の確認
- ② 修学意欲の確認
 - ①~②により採用内定候補者(次点候補者含む)を選考し、本部に山口支部長名で推薦します。

12. 選考結果の通知

支部長の推薦を受け、理事長が採用内定者(次点候補者含む)を決定します。

選考結果について、採用内定者には山口支部長から校長に通知するとともに、高等学校等において校長から生徒本人に「採用内定通知書」を手交します。なお、次点候補者には「次点候補者通知書」を、不採用者には「第二次選考結果通知書」を校長から手交します。

次点候補者が不採用の場合には、校長にその旨通知するとともに申請者本人に「次点候補者不採用通知書」をもって通知します。

13. 取下届けと辞退届

選考結果の通知より前に申請を取下げる場合には、校長が本人からの「取下届」に学校からの「取下届 提出について」を添えて速やかに山口支部に提出します。

採用内定者が内定を辞退する場合(大学に入学しない場合を含む)には、校長が本人からの「辞退届」 に学校からの「辞退届提出について」を添えて速やかに(遅くとも3月末までに)山口支部に提出します。

「辞退届」の提出を受けて、山口支部は次点候補者に連絡し、奨学金の給付を受けるかどうか及び大学への入学の有無を確認します。次点候補者が給付奨学金を受ける場合には、校長にその旨通知するとともに申請者本人に「採用内定通知書」をもって通知します。

14. 奨学生の採用決定

理事長は採用内定者から提出された書類を確認し、採用を決定します。その結果については、山口支部 長を通じて校長にその旨通知するとともに、本人に「採用決定通知書」をもって通知します。

15. 奨学生の採用決定後の義務

- ① 奨学生は、毎年度4月15日までに「在学証明書」・「進捗状況報告書」を山口支部長に提出します。
- ② 奨学生は、4年間の給付が終了する年度末までに「成果報告書」を山口支部長に提出します。
- ③ 奨学生又は身元保証人は、以下のア〜エの場合に「異動報告書」を山口支部長に提出します。
 - ア 奨学生が休学、復学、転学、留年、留学又は退学したとき
 - イ 奨学生が停学、その他の処分を受けたとき
 - ウ 奨学生が死亡したとき
 - エ 奨学生が住所、電話番号、名前を変更したとき
- ④ 奨学生は、当会本部が実施するセミナー等に参加します(オンライン開催の場合もあります)。

16. 奨学金の返還と廃止

奨学生が次の事項のいずれかに該当したときは、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができることとし、以後の給付を廃止します。

- ① 奨学金を給付目的以外に使用したとき
- ② 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたことが判明したとき
- ③ 休学、転学又は留年の理由が適切ではないと判断されたとき
- ④ 在学する大学で処分を受け、学籍を失ったとき
- ⑤ その他奨学生として適切ではないと判断されたとき

17. 奨学金の併用

当会の貸与奨学金及び他の企業・団体等の奨学金との併用も可とします。当会の高校給付奨学金との併願も可とします。

18. その他

※採用・不採用の理由等については一切回答しません。